

家具道具室内史学会誌執筆要綱

1. 原稿

原稿は、論文題名、著者の所属先・氏名、本文、図版、表、グラフ、およびそのキャプション、出典、注記により構成すること。

2. 字数

(1) 投稿原稿

①論文・報告の原稿

日本語の場合は、一行 30 字、行数 25 行、2 段組、9 ポイントの明朝体以外は、いっさい書式設定がなされていない B5 判縦書きとする。この場合 1 枚で会誌刷り上がり 1 頁となる。

原稿の字数は、論文は、図表を含めて 15000 字～19500 字（400 字詰原稿用紙 37.5～48.5 枚）、報告は、図表を含めて 7500 字（400 字詰原稿用紙 20 枚）とする。

欧文の場合は、3000 語程度を原則として、完結したものであること。欧文による原稿は、B5 判の用紙にダブルスペースでタイプすること。

日本語の論文には B5 判の用紙にダブルスペースでタイプした 250 単語程度の欧文レジュメを、欧文論文の場合は、400 字程度の和文レジュメ採択後すみやかに提出すること。

ただし、編集委員会が適当と認めた場合はこの限りではない。

②資料・書評・展望・記事の原稿

原稿は B5 用紙を用い、一行 20 字、行数 25 行、3 段組、9 ポイントの明朝体以外は、いっさい書式設定がなされていない B5 判縦書きとする。この場合 1 枚で会誌刷り上がり 1 頁となる。

原稿の字数は、図表を含めて 1500 字（400 字詰原稿用紙 3.5 枚）とする。

ただし、編集委員会が適当と認めた場合はこの限りではない。

(2) 投稿原稿以外の掲載原稿

原稿の字数は、図表を含めて 1500 字～3000 字（400 字詰原稿用紙 3.5～7.5 枚）とする。

ただし、編集委員会が適当と認めた場合はこの限りではない。

3. 表記方法

欧文は原則として英語とし、タイプライターまたはワードプロセッサを使用すること。

資料はすべて邦文とすること。

4. 表題・見出し

表題および見出しは、簡潔な表題とすること。

5. 文献（引用・参考）

本文にかかわりある文献にとどめ、下記の項目の順序に従って記載すること。

著者名，表題，書名，掲載誌名，巻（号），頁，公刊西暦年号

6. 補注および引用文献

(1)、(2)～(n)の記号で本文該当箇所右肩に明示し、文末に引用順に一括掲載すること。

7. 図、表、写真

図版については原則10点を上限とする。ただし、編集委員会が認めた場合はこの限りでない。

図、表、写真はすべてカラーで印刷される。

図、表、写真にはそれぞれ通し番号とキャプションをつけて、本文中、または、原稿用紙欄外に差入れ箇所を指定すること。

8. 提出方法

提出方法は、家具道具室内史学会誌原稿掲載規程第5項による。

編集委員会より掲載が認められた場合は、下記の要領で原稿および図表データ一式を作成し、期日までに編集委員会に送付すること。

レイアウトは編集委員会において行う。

(1) 原稿データ

原稿データは、テキストファイル、もしくはワープロファイルで作成の上、メールに添付して送付するか、CD-Rに記録したものを、編集委員会へ送付する。

(2) 図表データ

①図・画像ファイル

メールに添付して送付するか、CD-Rに記録したものを、編集委員会へ送付する。

ファイル形式はJPG、TIFF、PDF形式で、いずれも300dpi以上のものとする。

図の原稿を写真などで入稿する場合、紙焼や、コピー、画像ファイルのプリントアウトなどは、スキャナーの性能上A3サイズまでとする。

②表

メールに添付して送付するか、CD-Rに記録したものを、編集委員会へ送付する。

ファイル形式はエクセルファイル形式、PDF形式とする。

表組みをPCソフトなどを用いずに手書きで作成する場合、わかりやすく作成すれば、書式は自由とする。

9. 校正について

著者による校正は原則1回のみとし、誤植や誤記、レイアウトの訂正にとどめること。

なお、2校以後は編集担当者が対応する。ただし、必要な場合は、著者に再校を依頼する場合がある。

10. 費用の負担等

家具道具室内史学会誌原稿掲載規程第7項による。

このほか、特集論文の著者には本誌10部、これ以外の著者には5部を進呈する。但し、連名の場合は1稿につき各部数を進呈する。

11. 著作権

著作権については、家具道具室内史学会誌原稿掲載規程第12項による。

12. 投稿にあたっては当会指定の投稿整理表に次の事項を記入し、提出すること。

- (1) 氏名・所属・協働執筆者名（所属）
- (2) 連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）
- (3) 表題
- (4) 原稿の種類
- (5) 原稿用紙、図、表、写真それぞれの枚数
- (6) 提出年月日
- (7) 別刷希望部数
- (8) 原稿等返却希望の有無
- (9) 電子公開の許可範囲

13. 附則

- (1) この要綱に改定の必要が生じた場合、編集委員会の承認を受けて変更することができる。
- (2) この要綱は、2008年11月21日から施行する。

2018年8月20日改定